

基 発 0701 第 2 号
令和元年 7 月 1 日

一般社団法人全国特定施設事業者協議会代表理事 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の策定について

標記については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の2等により対策を進めているところですが、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）が昨年7月25日に公布され、本年1月24日より順次施行されているところです。

今般、これらの施行を踏まえ、改正後の健康増進法（平成14年法律第103号）及び労働安全衛生法第68条の2と相まって、健康増進法に規定された事項を含め、事業者が実施すべき事項を一体的に示すことで、事業者における受動喫煙防止対策の一層の推進を図るため、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を別添のとおり策定いたしました。

貴団体におかれては、本ガイドラインの趣旨を御理解の上、貴団体会員に対し周知徹底を図るとともに、受動喫煙防止につきまして、一層の推進を図られますようお願い申し上げます。

なお、本通達をもって、平成27年5月15日付け基安発0515第1号「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」は廃止いたします。